

# 第14回 会員企業のお店紹介

## フード&バー LOCKSTOCK

自由に活用! 幹事の強い味方

**所** 広島市中区薬研堀7-8 ステイタス21ビル6階7階  
**営** 21:00~6:00  
 (バーベキューなど  
 予約は18:00~)  
**休** 日曜日  
**☎** 082-248-7167



### 名物メニュー

- BBQコース飲み放題付.....5,500円
- 貸切スペース洋食コース飲み放題付.....5,500円  
(会議室利用1時間無料)

現在17年目に突入、テラスバーベキューの出来るフードバーと貸切専門スペースを運営しており時間帯も早朝まで営業、様々な活用ができる店舗となっております。

「幹事様のお困りごとの解決」をテーマに最後まで「幹事様の味方」ですのお気軽に御相談ください。



## 焼肉居酒屋

## 麦笑家 (ばくしょうや)

多彩なメニューでみんな笑顔に!

**所** 広島市東区若草町7-9  
**営** 11:00~14:00  
 18:00~22:00(火曜日~土曜日)  
 17:00~22:00(日曜・祝日)  
**休** 月曜日  
**☎** 082-263-1143



### 名物メニュー

- 炭火焼肉ランチAセット.....1,320円(税込)
- 炭火焼肉ランチCセット.....715円(税込)
- お刺身定食.....770円(税込)

焼肉から刺身まであり家族全員が満足できる居酒屋。コロナ禍でランチ営業も始め地域のお客様にご好評頂いております。



ランチメニュー				11:00 ~ 14:00
炭火焼肉 ランチA 1,320円 (税込)	炭火焼肉 ランチB 880円 (税込)	炭火焼肉 ランチC 715円 (税込)	おはろし洋物 おんわり無料!	アフタコーヒ 100円
お刺身定食 770円	おんあつ定食 770円	かつりょうセット 770円	かつりょうセット 770円	
お刺身定食 770円	おんあつ定食 770円	かつりょうセット 770円	かつりょうセット 770円	
お刺身定食 770円	おんあつ定食 770円	かつりょうセット 770円	かつりょうセット 770円	

## 税理士業務アラカルト シリーズ61



菅田税理士事務所  
税理士・中小企業診断士  
**菅田 茂樹**

新型コロナウイルスを原因とする長引く不況により、令和4年は倒産・廃業が増えることが予想されます。取引先の倒産で売上債権の回収が困難になり資金繰りが苦しい。そんなときの助けになるのが経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）です。

### 【税制優遇措置】

セーフティ共済をご存じの方は「節税商品」としての認識が強いかもしれません。セーフティ共済の掛金は月額5,000円から20万円まで自由に選べ、全額を損金に算入することができます。掛金は800万円までしか積み立てることができませんが、年間で最大240万円の損金算入が可能です。【最高8,000万円までの貸付制度】

しかし、セーフティ共済が最も力を発揮するのは取引先の倒産で売掛金などの債権が回収困難になった時です。そんなときセーフティ共済に加入していれば「回収困難となった売掛金債権等の額」

## 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額を無担保・無保証・無利子で借りることができます。そうやって中小企業の連鎖倒産を防止するために創設されたのが経営セーフティ共済です。

私は中小企業診断士としても活動しているので、事業再生のお手伝いをさせていただくこともありつます。かつて関与したクライアントはコロナ禍で売上が大幅に減少していることに加え取引先が倒産し数千円の貸倒れが発生、既にコロナ融資を含め借りられるだけ借りている状態でしたが資金ショートは目前に迫っていました。私は祈るような気持ちで「セーフティ共済に入っていないらっしゃいますか？」とお聞きしたところ残念ながら加入されていませんでした。結局、借入金返済のリスケジュール等を提案し資金ショートは回避できましたが、あ

のとき共済金の借入ができていたら売上の回復のためにもっと大胆な対策も打っていたはず。業績が良かった時代にセーフティ共済に加入されていたらと思うと非常に残念な事例でした。

【解約か？一時貸付か？】  
ただこの最高8,000万円の

借入は取引先が倒産した場合しか利用することしかできません。しかし掛金の納付が40か月以上ある場合は解約手当金として掛金総額の100%を受け取ることができつます。また、解約しなくても解約手当金の最高95%の金額の貸付を受けられる一時貸付金という制度もあります。例えば800万円の満額まで積み立てられている方が資金繰りに困った場合、解約して800万円受け取るか、一時貸付を利用して760万円借入するかどちらかを選択することができつます。どちらを選択した方が良いかはケースバイケースですが、焦って解約すると補償が失われてしまうので気を付けてください（一時貸付制度は民間の生命保険会社の契約者貸付と違い低金利です）。もちろん飲食業などのように一般消費者が顧客のほとんどを占めているような場合は貸倒れのリスクが低いので解約を選択した方が良いでしょう。

### 菅田税理士事務所

〒730-0016  
広島県広島市中区鞆町10-12  
宇佐川本館ビル横ハイツ302  
TEL...082-2207-4107  
FAX...082-2207-4108



## アビス電気株式会社

いつも社会の

本社 広島市中区中町8番8号 TEL(082)247-2115 FAX(082)245-8607  
本社工務部 広島市中区中町8番8号6階 TEL(082)240-9922 FAX(082)240-9925  
可部営業所 広島市安佐北区可部2丁目5番17号 TEL(082)812-3333 FAX(082)814-5241

バックグラウンドで

光っていたい



2021年8月〜2022年1月  
新入会員(正会員)

- 中山支部
  - (有)ナカヤマデンキ 東区中山新町2-6-20
  - (株)ミキテック 東区中山新町3-9-35
  - (株)エヌシーサービス 東区中山北町1-8
  - (株)東亜産商 東区中山中町12-45
- 東部支部
  - (株)Kプランニング 東区矢賀新町5-9-22
  - (株)フィットマネジメント 東区東蟹屋町6-15-203
  - (株)H I M 東区矢賀新町2-4-21
  - (有)トリトリ 開発 東区曙4-4-27
  - (株)川津商店 東区曙2-5-14-103
- 光支部
  - (株)リトル・ワンズ 東区若草町15-10
  - (株)中央ハイテック 東区二葉の里1-2-9
  - 一般財団法人煎茶道三葵亭賣茶流 東区光町2-9-40
  - (有)元喜 東区若草町15-1
  - (株)FAN THINGS 東区光町2-12-10-302
- 大州支部
  - (有)ヘアーサロン西林 南区南蟹屋1-3-35-501
  - (株)カイセイ 南区南蟹屋2-1-36-1309
  - Cruzz Service(株) 南区大州5-7-29
  - (株)リベルテ 南区大州5-1-30-133F
  - (有)共同冷機 南区大州4-9-24
  - (株)青葉食品 南区西蟹屋4-4-27
  - (有)ジニアスコポレーション 南区荒神町5-5
  - 白鳥支部
    - (有)丸和観光(株) 中区白鳥九軒町22-11
    - (株)カワセ 中区白鳥北町3-1
  - 八丁堀支部
    - (株)Plan de Me 中区八丁堀1-23-711
    - (株)DICE不動産 中区上八丁堀8-20-203
    - KYSコンサルティング(株) 中区八丁堀4-28-801
    - オーカー(株) 中区八丁堀10-3
    - 医療法人社団朋仁会広島中央健診所 中区八丁堀10-10
    - (有)星屋 中区上八丁堀4-28-11F
    - A・I税理士法人 中区上八丁堀4-28-204松田ハイッ
    - NNフィナンシャルアドバイザー(株) 中区上八丁堀8-8-6F
  - 職支部
    - (株)High Commit 中区職町13-15
    - (株)FLAPRIZ 中区橋本町10-1
    - (有)ミナ 中区職町16-11F
    - (株)ちから 中区鉄砲町9-5
    - (株)ちから 中区鉄砲町10-301
    - ジョインフラット(株) 中区鉄砲町10-18
  - 本通支部
    - 弁護士法人立町法律事務所 中区立町2-25-10F I G 石田学園ビル
    - (有)テレサバージュ 中区立町6-3

- (有)河口屋和飲館 中区本通3-14
- クレジオ・パートナーズ(株) 中区紙屋町1-17 広島ミッドタウンビル
- (株)ビデザインプロダクツ 中区立町2-4-4F
- 中町支部
  - (株)MITSUBISHI 中区本通1-6-5F
  - (株)アイリーン 中区中町2-22
  - (株)エイチワイトラスト 中区袋町8-14-202
  - (株)えつすい 中区袋町2-25
- 新天地支部
  - (株)ハシタック 中区堀川町2-5-4F 第二松尾ビル
  - (株)Clear Box 中区銀山町11-20-5F 流川第一ビル
  - (株)中村屋 中区堀川町7-5
  - (株)キャンダー 中区銀山町3-1-16F
- 流川支部
  - (株)ZIP工業 中区三川町6-13-401
  - 合資会社一番星 中区流川町2-22-4F 大徳ビル
  - (株)PALM STORE 中区流川町7-28
  - (株)ALLEGRA 中区三川町3-14-B1
  - (株)FIZZ 中区薬研堀1-10
  - (有)安藤花店 中区弥生町5-8
  - 国泰寺支部
    - (株)QUONK 中区富士見町4-17-702
    - (株)ビーカチ 中区国泰寺町1-5-31-1F 国泰寺ビル
    - (株)フローリスト谷口 中区国泰寺町2-1-5
    - (株)リパティコーポレーション 中区国泰寺町1-1-10
  - 竹屋支部
    - (株)西田測量(株) 中区鶴見町14-13-11F
    - 日新商事(株) 中区東千田町1-1-37
    - (有)ベラミステーション 中区鶴見町7-5-11F 黒瀬ビル
    - ニシムラハウス(株) 中区竹屋町1-17
    - ラフ(株) 中区宝町7-17-11F ラーク宝町
    - 戸坂支部
      - (株)トータルスペース 東区戸坂数甲2-8-42
      - (株)クモツ電器 東区戸坂くるめ木1-25-17
      - ジェーシーエンジニアリング(株) 東区戸坂千足2-3-10
    - 牛田支部
      - (株)ほおずき不動産 東区牛田旭1-15-1
      - 合同会社プラスティ 東区牛田早稲田4-13-1-201
      - (株)エアーズ 東区牛田新町4-7-19
      - (有)カゲイ建築 東区牛田本町4-2-1
      - 広島圏域
        - (株)AN 佐伯区湯来町葛原790-1
        - (株)フリーグ 中区大手町1-3-3-2F リオン大手町
        - (株)新和 東区福田町字上ヶ田1267

- (株)一里塚 佐伯区千同2-1-54
- (株)三ツ田 南区宇品海岸2-23-36-403 広島海上ビル
- (株)スタジオオレンジ 中区大手町2-5-11-201
- (株)mis 中区本川町3-1-705
- (株)岡周建設 安芸郡府中町大須1-4-1
- 段原ハウジング(株) 南区段原3-5-13
- TRYTEC(株) 中区江波東1-5-13
- (株)イデアル 安佐南区西原2-27-7
- (株)Liberte 安佐北区比治山本町15-15
- (株)BFC 東区馬木7-250-111F
- (株)No.1(株) 南区皆実町1-5-9
- (株)紅葉住建 安佐南区西原5-13-14
- (株)STEP UP 東区温品5-2-32
- (株)正和建材(株) 安佐北区小河原町14-1
- インベントグループ(株) 南区金屋町7-5
- 東洋電装(株) 安佐南区緑井4-22-25

新入会員(準会員)

- 中山支部
  - (株)Photix Japan(株) 東区山根町28-16
- 東部支部
  - (株)西日本都市開発 東区曙4-4-27
  - 一般社団法人エノモト 東区矢賀2-1-21
- 光支部
  - 東洋建物(株) 東区光町2-6-18
  - いとう屋建物(株) 東区光町2-6-18
  - (株)ホームナイス 東区光町2-7-17-401
  - Merry Gate ホールディングス(株) 東区光町1-9-19
- 大州支部
  - サンエース工業(株) 南区大州3-6-24
- 八丁堀支部
  - パストラル・エステイト(有) 中区八丁堀2-4
  - (株)フロンティア東日本 中区八丁堀14-4-6F
  - (株)フロンティア西日本 中区八丁堀14-4-6F
  - BNI(株) 中区八丁堀13-15
  - 一般社団法人Click 中区上八丁堀7-9
- 職支部
  - (株)スリーポイント 中区鉄砲町6-7
  - (株)エルヴェ 中区鉄砲町4-5
- 本通支部
  - (株)カラースタンド 中区本通1-6-5F
  - ひろぎんITソリューションズ(株) 中区紙屋町1-3-8
  - ひろぎん証券(株) 中区紙屋町1-3-8
  - ひろぎんビューマンリソース(株) 中区紙屋町1-3-8
- 新天地支部
  - 合同会社STARGOLD 中区堀川町5-10
  - (株)広島ベンチャーキャピタル 中区銀山町3-1
  - 流川支部
    - (株)リマックプラス 中区西平塚町2-16

- 竹屋支部
  - (株)OFFSHOREAL 中区宝町10-5-202
  - Seven Oceans Trading(株) 中区鶴見町2-19-9F
  - Axcel Japan(株) 中区鶴見町2-19-9F
  - 協同組合ひふみ 中区鶴見町2-19-9F
- 牛田支部
  - 妙合(株) 東区牛田南1-8-39
  - (株)クレディア 東区牛田本町3-8-16
  - (株)グッドトゥモロ 東区牛田本町3-8-16
- 広島圏域
  - (株)ザメディアアジョン 西区横川町2-5-15
  - BCEKS(株) 中区大手町2-1-4
  - (有)美保姿五日市 佐伯区薬師が丘2-15-15
  - (株)K'S CREATE 安佐北区落合南5-13-47

新入会員(賛助会員)

- 東部支部
  - 碓井 將之 東区曙2-5-21
- 中町支部
  - 金田 好史 中区袋町5-25-9F 広島袋町ビルディング
- 戸坂支部
  - 山崎 正雄 東区戸坂中町2-22-101
- 広島圏域
  - 三浦 頼告 安佐南区相田7-15-2
  - 杉本 芳樹 中区広瀬北町3-31
  - 杉本 芳樹 杉本芳樹税理士事務所

青年部会新入会員紹介

- 金田好史 プルデンシャル生命保険
- 小林淳行 (株)広島第二支社
- 金高敏子 (株)明亜産商

**国税の**

**簡単! 便利な!**

**税 国税庁**

# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1 >> ダイレクト納付

**こんな方におススメ!**  
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方

さらに詳しい情報は  [こちら](#)

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法**  パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

**事前手続**  e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



①e-Taxの利用開始手続(初回のみ)

②ダイレクト納付口座の届出(初回のみ)

③e-Taxで申告・納税

④口座引落しで納付

## 2 >> 振替納税

**こんな方におススメ!**  
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は  [こちら](#)

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法**  預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

**事前手続**  初回のみ振替依頼書の提出が必要です。  
※ e-Taxによる提出が可能です。



①所得税・消費税の依頼書の提出(初回のみ)

②確定申告

③口座引落しで納付

## 3 >> インターネットバンキング等

さらに詳しい情報は  [こちら](#)

**納付方法**  インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

**事前手続**  インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



## 4 >> クレジットカード納付

さらに詳しい情報は  [こちら](#)

**納付方法**  「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。



# キャッシュレス納付利用者の声

税務署では、「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、2027年までにキャッシュレス決済比率4割を目指し、利用拡大に取り組んでいます。この度、キャッシュレス納付を導入された法人会会員の方にお話を聞いてみました！！

## キャッシュレス納付を利用して(寄稿)

株式会社ナカオカ 取締役企画部長 中岡英也 様



これまで、税金の納付は書類を作成したうえで取引先銀行に行っていたので、月初めの事務作業の負担を少しでも軽くしたいと感じていました。

今回、広島東税務署の方から、キャッシュレス納付の利用勧奨をして頂いたのをきっかけに、デジタル社会の実現に向けた取組みに賛同し、やってみようと思いました。会社は、既にインターネットバンキングを利用していたので、利用開始の届出書を提出しなくても、利用開始の登録をするだけで、納税することができました。

届出書の提出は不要でしたが、登録手続きに多少手間取り、登録できず！と思っていたら、広島東税務署から連絡があり、言われた通りに訂正したら、無事に登録できました。

キャッシュレス納付の利用は慣れてしまえば、本当に簡単です。

非対面、非接触で納付できるので、コロナ感染のリスクを軽減でき、キャッシュレス納付を利用して、本当に良かったと思っています。

事務員さんも、銀行用の書類を作成しなくて済むので、とても、喜んでいます。皆さんも、是非、利用されてみてはいかがでしょうか。

## ダイレクト納付の利用開始まで(インタビュー)

株式会社河崎組 総務部長 岩田昭彦 様

Q) ダイレクト納付の届出書をご提出頂いて、ありがとうございました。

今回、利用開始までのお話を教えて下さい。

A) 今回、広島東税務署の方から、キャッシュレス納付について、色々説明してもらいました。キャッシュレス納付の中で、弊社に一番導入しやすく、事務量が削減できる方法は何か、関与してもらっている税理士さんとも相談して、ダイレクト納付を導入する事に決めました。市町村民税の特別徴収税額を納付できるeLTAX(※)の導入も見据えて、まずは、国税からやってみよう！ということになりました。

Q) ダイレクト納付を利用されて、いかがですか？

A) 思っていたより、簡単です。

ダイレクト納付の届出書を提出してから利用できるまで、1か月程度かかりましたが、コロナによる感染リスクが軽減できるメリットを享受できて、本当に良かったです。

### ※eLTAXとは、

地方税ポータルシステムの呼称。「地方税共通納税システム」から、次の税金が利用できます。①法人都道府県民税②法人事業税③地方法人特別税④法人市町村民税⑤事業所税⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)ご質問がございましたら、広島東税務署法人課税部門 (082)227-1343(直通) までご連絡下さい。

# 保 険 情 報

## 職場におけるパワーハラスメント対策が 事業主の義務になりました！

～ セクシュアルハラスメント対策ともに対応を ～

令和4年4月1日（2022年4月1日）から、  
労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が  
中小企業の事業主にも義務化されます。

（令和4年3月31日までは努力義務）

### 「なぜハラスメント対策が重要なのか」

職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

職場のパワーハラスメントについては、2016年に厚生労働省が実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」によると、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した者は32.5%であり、また、都道府県労働局における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も2019年度には8万件を超え、対策は喫緊の課題となっています。

### 「職場におけるパワーハラスメントとは」

職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

### 「指針に定められている事業主が講ずべき措置のポイント」

事業主が、その雇用する労働者又は事業主（法人である場合はその役員）自身が行う職場におけるパワーハラスメントを防止するため雇用管理上講ずべき措置は以下のとおりです。＊事業主は、これらの措置を必ず講じなければなりません。

#### ★事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ①パワーハラスメントの内容・パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
- ②パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

#### ★相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。
- ④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。  
パワーハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応すること。

#### ★職場におけるパワーハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。
- ⑦事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑧再発防止に向けた措置を講ずること。

#### ★併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること。
- ⑩事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。







## アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、  
そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505 ※今後の対応は担当の  
募集代理店が行います。